

平成21年12月10日  
(照会先)  
社会保険庁総務部  
日本年金機構設立準備事務局  
電話 03-5253-1111 (代表)  
管理官 西辻 (内線 3537)

日本年金機構の副理事長となるべき者及び  
理事となるべき者の指名について

日本年金機構の理事長となるべき者(紀陸 孝)は、副理事長となるべき者及び理事となるべき者として、日本年金機構法附則第4条第2項の規定に基づき、本日付で下記の者を指名いたしました。

記

- |               |       |
|---------------|-------|
| 1. 副理事長となるべき者 | 薄井 康紀 |
| 2. 理事となるべき者   |       |
| (人事・会計部門担当)   | 坂巻 謙一 |
| (事業企画部門担当)    | 矢崎 剛  |
| (事業管理部門担当)    | 石塚 栄  |
| (全国一括業務部門担当)  | 中野 寛  |
| (南関東ブロック本部担当) | 十菱 龍  |
| (近畿ブロック本部担当)  | 藤田 厚  |
| (非常勤)         | 青山 周  |
| (非常勤)         | 磯村 元史 |
| (非常勤)         | 加藤 丈夫 |
| (非常勤)         | 三木 雄信 |

※ このほかに、平成21年5月29日に、理事となるべき者(システム部門担当)として、喜入 博を指名している。

**【参考1】 役員予定者名簿**

理事長	紀陸 孝（民間）
副理事長	薄井 康紀
理事（人事・会計部門担当）	坂巻 謙一（民間）
理事（事業企画部門担当）	矢崎 剛
理事（事業管理部門担当）	石塚 栄
理事（システム部門担当）	喜入 博（民間）
理事（全国一括業務部門担当）	中野 寛
理事（南関東ブロック本部担当）	十菱 龍
理事（近畿ブロック本部担当）	藤田 厚（民間）
理事（非常勤）	青山 周（民間）
理事（非常勤）	磯村 元史（民間）
理事（非常勤）	加藤 丈夫（民間）
理事（非常勤）	三木 雄信（民間）
監事	今後大臣が指名（民間）
監事（非常勤）	今後大臣が指名（民間）

## 【参考2】 これまでに指名された役員予定者の略歴

### 理事長予定者

- <sup>きりく たかし</sup> 紀陸 孝 昭和 21 年生  
昭和 44 年 慶應義塾大学法学部卒  
昭和 46 年 日本NCR株式会社入社  
平成 18 年 社団法人日本経済団体連合会専務理事  
平成 20 年 東京経営者協会専務理事  
平成 21 年 東京経営者協会顧問（現在に至る）  
※ 平成 21 年 2 月に理事長となるべき者に指名  
日本年金機構設立委員（平成 21 年～）

### 副理事長予定者

- <sup>うすい やすのり</sup> 薄井 康紀 昭和 28 年生  
昭和 51 年 東京大学法学部卒  
昭和 51 年 厚生省入省  
平成 18 年 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）  
平成 20 年 社会保険庁総務部長（日本年金機構設立準備事務局長）  
（現在に至る）

### 理事予定者

- <sup>さかまき けんいち</sup> 坂巻 謙一 昭和 25 年生  
昭和 49 年 千葉大学人文学部卒  
昭和 49 年 株式会社千葉銀行入行  
平成 13 年 同社 審査二部部長  
平成 16 年 ちばぎんアカウンティングサービス株式会社常務取締役  
（現在に至る）
- <sup>やざき つよし</sup> 矢崎 剛 昭和 32 年生  
昭和 55 年 東京大学経済学部卒  
昭和 55 年 厚生省入省  
平成 19 年 厚生労働省大臣官房会計課長  
平成 20 年 社会保険庁東京社会保険事務局長（現在に至る）

- いしづか さかえ  
石塚 栄 昭和 31 年生  
昭和 54 年 京都大学経済学部卒  
昭和 54 年 厚生省入省  
平成 19 年 厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部長  
平成 20 年 社会保険庁社会保険大学校長（日本年金機構設立準備事務局副事務局長）（現在に至る）
- きいれ ひろし  
喜入 博 昭和 20 年生  
昭和 44 年 東京都立大学理学部卒  
昭和 44 年 日本ユニバック株式会社（現：日本ユニシス株式会社）入社  
平成 9 年 同社 監査室長  
平成 14 年 KPMG ビジネスアシュアランス株式会社顧問  
（～平成 21 年）  
平成 15 年 金融庁 C I O 補佐官（現在に至る）  
平成 21 年 総務省行政管理局技術顧問（現在に至る）  
※ 平成 21 年 5 月に理事となるべき者に指名
- なかの ひろし  
中野 寛 昭和 30 年生  
昭和 54 年 東京大学法学部卒  
昭和 54 年 厚生省入省  
平成 18 年 社会保険庁総務部総務課長  
平成 19 年 社会保険庁社会保険業務センター所長（現在に至る）
- じゅうびし りゅう  
十菱 龍 昭和 29 年生  
昭和 52 年 東京大学法学部卒  
昭和 52 年 厚生省入省  
平成 17 年 年金資金運用基金（現：年金積立金管理運用独立行政法人）理事  
平成 20 年 厚生労働省東北厚生局長（現在に至る）
- ふじた あつし  
藤田 厚 昭和 22 年生  
昭和 44 年 慶應義塾大学法学部卒  
昭和 44 年 株式会社日立製作所入社  
平成 8 年 同社 産業機器営業本部販売企画部長  
平成 11 年 日本コロムビア株式会社理事 情報システム営業本部長  
平成 13 年 松田産業株式会社（現：松田・南信株式会社）常務取締役  
平成 21 年 松田・南信株式会社非常勤顧問退職

- <sup>あおやま</sup>青山 <sup>まこと</sup>周
  - 昭和 15 年生
  - 昭和 39 年 司法試験合格
  - 昭和 40 年 東京大学法学部卒
  - 昭和 42 年 弁護士登録
  - 昭和 57 年 青山法律事務所開設（現在に至る）
  
- <sup>いそむら</sup>磯村 <sup>もとし</sup>元史
  - 昭和 9 年生
  - 昭和 31 年 滋賀大学経済学部卒
  - 昭和 31 年 野村証券株式会社入社
  - 昭和 34 年 東洋信託銀行株式会社入社
  - 平成 3 年 同社 取締役副社長
  - 平成 5 年 洋伸不動産株式会社取締役社長
  - 平成 10 年 函館大学客員教授（現在に至る）
  - ※ 年金業務・社会保険庁監視等委員会委員（平成 19 年～）
  - 日本年金機構設立委員（委員長代理）（平成 20 年～）
  
- <sup>かとう</sup>加藤 <sup>たけお</sup>丈夫
  - 昭和 13 年生
  - 昭和 36 年 東京大学法学部卒
  - 昭和 36 年 富士電機製造株式会社（現：富士電機ホールディングス株式会社）入社
  - 平成 12 年 同社 取締役会長
  - 平成 16 年 同社 相談役
  - 平成 17 年 厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）理事長  
（～平成 20 年）
  - 平成 21 年 富士電機ホールディングス株式会社特別顧問  
（現在に至る）
  
- <sup>みき</sup>三木 <sup>たけのぶ</sup>雄信
  - 昭和 47 年生
  - 平成 7 年 東京大学経済学部卒
  - 平成 7 年 三菱地所株式会社入社
  - 平成 10 年 ソフトバンク株式会社入社
  - 平成 12 年 同社 社長室長
  - 平成 18 年 ジャパン・フラッグシップ・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長（現在に至る）

### 【参考3】 日本年金機構法（抄）

（役員）

第9条 機構に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

（役員の内命）

第13条 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が厚生労働大臣の認可を受けて任命する。

附則

（理事長等となるべき者の指名等）

第4条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、厚生労働大臣の認可を受けて機構の副理事長となるべき者及び理事となるべき者を指名する。

3 前2項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、機構の設立の時に於いて、第13条第1項及び第2項の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

### 【参考4】 日本年金機構

- 厚生労働大臣の監督の下で、廃止される社会保険庁が実施している厚生年金保険事業及び国民年金事業の業務運営を担う非公務員型の公法人。
- 平成22年1月1日に設立予定。

## 紀陸理事長予定者コメント

平成21年12月10日

- ・ 本日、日本年金機構法の規定に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の副理事長となるべき者1名及び理事となるべき者10名（うち4名は非常勤）を指名いたしました。
- ・ 5月に指名したシステム部門担当理事と併せて、これで理事全員の指名を終えたこととなりますが、来年1月1日の機構設立まで残すところ3週間であり、引き続き機構の円滑な立ち上げに全力を挙げなければなりません。
- ・ また、機構設立後も、年金記録問題への対応等多くの課題が待ち受けておりますが、機構が国民の皆さまのご期待に応えられる組織となり、年金に対する信頼の回復に大きな力を発揮できるよう、厚生労働大臣のご指導の下、役職員一丸となって取り組む所存ですので、国民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。